



交通事故で受診される方へ



◆相手の方が任意保険に加入している場合◆

相手方の保険会社が当該事故治療費などについて取り扱いを認めた場合は、保険会社に対し病院が直接請求を行う【任意一括払い】を行う事が出来ます。当院と保険会社との連絡が取れ次第、窓口での自己負担金は基本的には発生しません。

まずは、患者様が相手方の任意保険会社の担当者に連絡を取り、治療費の支払いについてご相談ください。

◆相手の方が自賠責保険のみ加入の場合◆

相手方が自賠責保険のみに加入している場合、患者様は治療を受けるたびに治療費の全額を一度ご負担いただきお支払いいただく必要がありますのでご注意ください。

◆事故だけど健康保険を使って診察を希望される場合◆

交通事故が原因で受傷したケガを【健康保険】を使って診察を希望される場合は、患者様ご自身でご加入の国民健康保険・協会けんぽ・健康保険組合などの【保険者】へ【第三者行為届出】を提出する必要があります。届出の詳細はご加入の保険者へお問い合わせください。

◆患者様の事故過失割合が大きい場合や単独事故の時◆

過失割合が大きく、任意一括払いの取り扱いができない場合は、全額自己負担するか健康保険証を使って治療を受けることとなります。この場合、【第三者行為】同様、【保険者】の許可や届出が必要となります。

◆診断書の発行◆

警察署に提出する診断書が必要な場合は受付窓口でお申し付けください。

任意一括払いの確認が取れていない場合は、当日の治療費や診断書代金は患者様負担となります。

任意一括払いが既に対象の場合は、窓口負担金はありません。

